

2023 年度事業計画

社会福祉法人 岡崎市福祉事業団

目 次

I 3か年計画

【1】総務課	1
【2】高齢サポート課	2
【3】障がいサポート課	5

II 単年度計画

【1】総務課

1. 実施事業	9
2. 理事会・評議員会の開催予定	9
3. 監事監査の実施予定	10
4. 研修計画	10
5. 地域における公益的な取組み	10
6. 重点取組事項	11

【2】高齢サポート課

1. 高齢サポート課総務班	12
2. 老人福祉センター	14
3. デイサービスほほえみ（通所介護、短期集中型通所サービス）	16
4. デイサービスほのぼの（認知症対応型通所介護）	19
5. ヘルパーステーション岡福（訪問介護（高齢者）、居宅介護・重度訪問介護（障がい児・者）、産前産後ホームヘルプサービス）	21
6. 養護老人ホーム	23
7. 居宅介護支援事業所	25
8. 地域包括支援センター	27
9. 要介護認定調査事業	30
10. 年金者住宅ゆとりの里（住宅型有料老人ホーム）	31

【3】障がいサポート課

1. 障がいサポート課総務班	32
2. 希望の家（就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援B型）	33
3. のぞみの家（就労継続支援B型、生活介護）	35
4. そだちの家（生活介護）	37
5. にじの家（生活介護、日中一時支援）	39
6. 友愛の家（地域活動支援センター）	41
7. 福祉の村相談支援事業所	42
8. こども発達支援センター（児童発達支援センター、岡崎市療育的支援事業、日中一時支援、保育所等訪問支援）	43
9. こども支援センターすだち（児童発達支援、放課後等デイサービス）	46

10. 【新規】こども支援センターつむぎ（児童発達支援、放課後等デイサービス）	48
11. みどりの家（短期入所・自立生活訓練、日中一時支援）	50
12. 法人後見事業	52
13. こども発達センター等管理事業	53
14. 放課後等デイサービスあずき	54
15. こども支援センターみどり（児童発達支援、放課後等デイサービス）	56
16. 放課後等デイサービスほたる	58

I 3か年計画

【1】総務課

1. 経営方針

社会福祉法人として、透明性、公正性の高い組織統治を行うため、経営組織のガバナンス及び財務規律の強化を図り、安心、安全な福祉サービスを提供する。また、地域における福祉サービスの中核的役割を担うため、地域福祉のニーズに応える事業活動を積極的に展開し、地域に根ざした、頼られる事業団を目指す。

2. 取り巻く環境の変化（制度改正、国や市の方針、重要な契約の更新など）

年度	内容
2023 年度	<ul style="list-style-type: none">・ 理事、監事任期満了に伴う選任・ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）開始・ 働き方改革関連法（中小企業：月 60 時間超の割増賃金率を 25%から 50%に変更）
2024 年度	<ul style="list-style-type: none">・ 介護事業者に業務継続計画の策定が義務化
2025 年度	<ul style="list-style-type: none">・ 理事、監事任期満了に伴う選任・ 評議員任期満了に伴う選任・ 雇用保険法（高年齢雇用継続給付の上限を 15%から 10%に引き下げ）

3. 重点取組事項

項目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
会計監査人の設置	情報収集	準備	⇒
福祉避難所受入れ体制の確立	協議	実施	⇒
職員育成体制の見直し	検討	準備	実施
職員採用方法の見直し	実施	⇒	⇒
人事評価制度の見直し	実施	検証	⇒
定年退職年齢の検討	情報収集	検討	⇒
適格請求書等保存方式への移行	実施	⇒	⇒

【2】高齢サポート課

1. 経営方針

専門職としてのノウハウを活かした質の高いサービスを提供するとともに、利用者が望む多様な福祉サービスの個別ニーズへの対応を積極的に行う。また、入所、通所、訪問の各サービス提供事業と相談援助事業の連携を強化するとともに、介護予防、認知症予防に重点を置きつつ、各地域で必要とされる要支援、要介護サービスを継続的に展開する。更に、安定した事業運営を目的に、収支バランス、公益的な視点などから事業の継続について検証し、収益性の向上を図る。

2. 取り巻く環境の変化（制度改正、国や市の方針、重要な契約の更新など）

年度	内 容
2023 年度	<ul style="list-style-type: none">・老人福祉センターの利用対象年齢の拡大・介護保険制度改正、介護報酬改定に向けた情報収集・まちのふくしサポート室（以下「まちサポ」という。）の設置
2024 年度	<ul style="list-style-type: none">・介護保険制度改正、介護報酬改定・第9期岡崎市地域包括ケア計画（高齢者福祉計画、介護保険事業計画）（2024～2026年度）開始・BCP（業務継続計画）の策定、感染対策委員会、虐待防止検討委員会の設置の義務化
2025 年度	<ul style="list-style-type: none">・次期指定管理業務の募集、応募
その他	<ul style="list-style-type: none">・65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。・世帯主が65歳以上の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加していく。・2025年を目途に、「地域包括ケアシステム」の構築を継続して実現していく。<ul style="list-style-type: none">＊自立支援、重度化防止＊医療、介護の連携・2025年を目途に、認知症施策を「共生」「予防」の両輪で進めていく。<ul style="list-style-type: none">＊運動や適切な食事、人との交流による発症予防＊周囲や地域の方で生活上の困難を減らし、幸せに暮らせる基盤づくり・今後、「地域共生社会」の構築の実現に向け、地域づくりを強化していく。<ul style="list-style-type: none">＊地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備＊住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制づくりを支援＊世帯全体の複合化、複雑化した課題を受け止める、総合的な支援体制づくりの推進・2025年（団塊の世代が75歳以上となる）と2040年（団塊ジュニアの世代が65歳以上となる）の人口構造の変化により、人手不足が懸念される。<ul style="list-style-type: none">＊生産性の向上＊人材育成・2026年 地域老人福祉センターの多世代交流拠点への転換

3. 重点取組事項

(1) 高齢サポート課総務班

項目	2023年度	2024年度	2025年度
次期指定管理業務の方向性決定	協議・提案	協議	—
【新規】デイサービス収支改善方策の提案	提案	実施・検証	⇒
短期集中型通所サービスの運営方法の見直し	検証	協議	—
I C T（情報通信技術）の活用支援	検討・実施	⇒	⇒
2021年度介護保険法改正に伴う対応	調整	実施・調整	⇒
人材育成・確保研修の開催	実施	⇒	⇒

(2) 老人福祉センター

項目	2023年度	2024年度	2025年度
【新規】年齢制限撤廃による利用者層の拡大	実施	⇒	⇒
【新規】老人福祉センターの多世代型施設への転換（地域福祉センター）	検討	検討	準備
来館者の満足度向上を目指した運営	実施	⇒	⇒
S N S（ソーシャルネットワークサービス）などを活用した広報の拡大	実施	⇒	⇒
老人福祉センターの在り方についての岡崎市への提案（高年者センター）	提案・協議	⇒	⇒

(3) デイサービスほほえみ

項目	2023年度	2024年度	2025年度
【新規】安定した利益確保の検討	検討・実施	⇒	⇒
【新規】新たな加算の算定	検討・実施	⇒	⇒
介護者支援サービスの新設	検討	実施	⇒
I C T（情報通信技術）の活用	検討・実施	⇒	⇒

(4) デイサービスほのぼの

項目	2023年度	2024年度	2025年度
【新規】安定した事業運営の検討	検討・実施	⇒	⇒
若年性認知症に特化したプログラムの構築	実施	⇒	⇒
認知症の理解を目的とした地域連携の強化	実施	⇒	⇒
I C T（情報通信技術）の活用	検討・実施	⇒	⇒

(5) ヘルパーステーション岡福

項 目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
人材育成の強化	実施	⇒	⇒
I C T（情報通信技術）の活用	検討・実施	⇒	⇒
保険外訪問サービスの提供	実施	⇒	⇒

(6) 養護老人ホーム

項 目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
感染予防対策（新型コロナ）の取組み	実施	⇒	⇒
社会復帰に向けた支援の実施	実施	⇒	⇒
【新規】在り方の検討（個室化を含む）	検討	岡崎市と協議	⇒

(7) 居宅介護支援事業所

項 目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実施	実施	⇒	⇒
複合化・複雑化する支援ニーズに対応する支援力の強化	実施	⇒	⇒
I C T（情報通信技術）の活用	検討・導入	実施（定着）	実施（確認）
情報発信力の強化	検討・実施	⇒	⇒
【新規】事業間連携の強化	検討・実施	⇒	⇒

(8) 地域包括支援センター

項 目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
地域包括ケアシステムの実現に向けた取組みの推進	実施	⇒	⇒
【新規】世代や属性を超えた相談体制の構築に向けて	検討・実施	⇒	⇒
人材育成の強化	実施	⇒	⇒
情報発信力の強化	検討・実施	⇒	⇒

(9) 要介護認定調査事業

項 目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
事業の在り方の検討	実施	⇒	⇒

(10) 年金者住宅ゆとりの里

項 目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
在り方の検討（施設修繕計画を含む）	実施	⇒	⇒
身体機能の維持及び健康面の支援の継続	実施	⇒	⇒

【3】障がいサポート課

1. 経営方針

全ての職員が障がいのある方の権利擁護と虐待防止に関する法令を遵守し、利用者一人ひとりを尊重する支援を行う。

新型コロナ禍で、マスク着用が困難など「新しい日常」を実践することが難しい方が多く利用されている中で、障がい特性に合った感染予防対策を行い、ICT化など新しいサービス提供方法を模索して取り組んでいく。

こども発達支援センターの単独通所「わかば」はニーズが高く、希望者に必要な療育の場が提供できていない状況が続いており、一般園に待機児童を発生させている原因の一つになっている。この課題を解決するため、2023年美合町、2024年土井町に児童通所支援事業所を新規開設する。また、就学後も継続支援が行えるように放課後等デイサービスを同一敷地内に設置する。

イベントなどを通じて地域交流を行い、地域活動支援センター、相談支援事業の機能を活かして、地域福祉の活性化に貢献する。

社会ニーズの変化に対応し、利用者から求められるサービスが提供できるように計画を策定し、自立性と透明性のある安定した事業経営を行う。

2. 取り巻く環境の変化（制度改正、国や市の方針、重要な契約の更新など）

年度	内容
2023年度	<ul style="list-style-type: none">・国「障害者基本計画(第5次)」開始・障害者総合支援法及び児童福祉法改正(報酬改定)に向けた情報収集・こども支援センターつむぎを美合町に4月開設
2024年度	<ul style="list-style-type: none">・愛知県、岡崎市「第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画」開始・障害者総合支援法及び児童福祉法改正(報酬改定)予定・こども発達支援センターむつみ、放課後等デイサービスむつみを土井町に4月開設
2025年度	国「雇用保険法」改正
その他	<ul style="list-style-type: none">・岡崎市の身体障がい者手帳所持者は、約11,500人でほぼ横ばい傾向であり、65歳以上が68.1%で18歳以上65歳未満は減少傾向にあるが、65歳以上は増加傾向にある。・岡崎市の療育手帳所持者は約3,000人で年々増加傾向にある。18歳未満は約950人(31.9%)、18歳以上65歳未満が約1,900人(62.8%)、65歳以上は約160人(5.3%)で、全年齢増加傾向にある。・岡崎市の精神障害者保健福祉手帳所持者は約3,800人で年々増加傾向にあり、18歳以上65歳未満が約3,000人(78.2%)と最も多いが、全年齢増加傾向にある。・難病患者などについては、2020年の岡崎市の特定医療費(指定難病)の受給者は約1,900人と減少傾向にある。(第5次岡崎市障がい者基本計画より)

3. 重点取組事項

(1) 障がいサポート課総務班

項目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
障がい児通所支援事業所の建築・開設	開設	開設	—
新規事業の検討・実施準備	実施・検討	実施	—
請求ソフトの導入	検討	一部試行導入	全体導入
給食提供方法の検討	検討	⇒	決定

(2) 希望の家

項目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
請負作業の安定・環境整備（就労継続支援 B 型）	実施	⇒	検証
施設外就労（就労移行）の安定	実施	⇒	検証
自主製品の共同開発（希望の家・のぞみの家）	協議	実施	⇒

(3) のぞみの家

項目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
事業所定員の見直し	実施	⇒	⇒
請負作業の安定・環境整備	実施	⇒	検証
自主製品の共同開発（希望の家・のぞみの家）	協議	実施	⇒
送迎車両リース化に向けた取組み	実施	⇒	完了

(4) そだちの家

項目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
強度行動障がい者への支援強化	実施	⇒	⇒
リハビリの充実	実施	⇒	⇒
送迎車両リース化に向けた取組み	実施	⇒	完了

(5) にじの家

項目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
新規利用者獲得手法の整理	実施	⇒	⇒
医療機関などとの地域連携の強化	実施	⇒	⇒
送迎車両リース化に向けた取組み	実施	完了	—

(6) 友愛の家

項目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
新規登録者獲得手法の強化（SNSの活用など）	実施	⇒	検証
実施サービスの見直し	調整・実施	⇒	検証

(7) 相談支援事業所

項目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
人材育成の強化	実施	⇒	⇒
医療機関などとの地域連携の強化	実施	⇒	⇒
訪問業務の効率化	協議	実施	検証

(8) こども発達支援センター

項目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
次期指定管理申請に向けた準備	検討	⇒	決定
法人内児童発達支援事業所間での業務水準の統一	検討・実施	⇒	⇒

(9) こども支援センターすだち

項目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
法人内放課後等デイサービス間での業務水準などの統一及び各事業所の特色や受入れ基準の棲み分けなど	検討・実施	⇒	⇒
法人内児童発達支援事業所間での業務水準の統一	検討・実施	⇒	⇒

(10) 【新規】 こども支援センターつむぎ

項目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
法人内放課後等デイサービス間での業務水準などの統一及び各事業所の特色や受入れ基準の棲み分けなど	検討・実施	⇒	⇒
法人内児童発達支援事業所間での業務水準の統一	検討・実施	⇒	⇒

(11) みのりの家

項目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
勤務時間・体制の見直し	実施	⇒	検証

(12) 法人後見事業

項目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
安定した支援体制の構築	実施	⇒	⇒

(13) こども発達センター等管理事業

項目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
有料施設の利用促進	実施	⇒	⇒
ホームページの見直し	実施	⇒	検証

(14) 放課後等デイサービスあずき

項目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
法人内放課後等デイサービス間での業務水準などの統一及び各事業所の特色や受入れ基準の棲み分けなど	検討・実施	⇒	⇒

(15) こども支援センターみどり

項目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
法人内放課後等デイサービス間での業務水準などの統一及び各事業所の特色や受入れ基準の棲み分けなど	検討・実施	⇒	⇒
法人内児童発達支援事業所間での業務水準の統一	検討・実施	⇒	⇒

(16) 放課後等デイサービスほたる

項目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
法人内放課後等デイサービス間での業務水準などの統一及び各事業所の特色や受入れ基準の棲み分けなど	検討・実施	⇒	⇒
収支安定化のための稼働率上昇	実施	検証	—

II 単年度計画

【1】総務課

1. 実施事業

(1) 指定管理事業

- ・岡崎市総合老人福祉センター
- ・岡崎市地域福祉センター（中央、北部、南部、西部、東部）
- ・岡崎市こども発達センターこども発達支援センター

(2) 受託事業

- ・介護予防事業
- ・短期集中型通所サービス（高年者、中央、南部、西部、東部）
- ・産前産後ホームヘルプサービス事業（ヘルパーステーション岡福）
- ・地域包括支援センター（高年者、ふじ、中央、北部、南部、西部、東部）
- ・要介護認定調査事業
- ・地域活動支援センター（友愛の家）
- ・障がい支援区分認定調査

(3) 自主事業

- ・障害福祉サービス事業（希望の家、のぞみの家、そだちの家、にじの家、みのりの家）
- ・訪問介護事業（ヘルパーステーション岡福）
- ・法人後見事業（友愛の家）
- ・住宅型有料老人ホーム（年金者住宅ゆとりの里）
- ・日中一時支援事業（にじの家、みのりの家、こども発達支援センター）
- ・相談支援事業所
- ・児童発達支援事業（みどり、すだち、つむぎ）
- ・放課後等デイサービス（あずき、みどり、すだち、ほたる、つむぎ）

2. 理事会・評議員会の開催予定

開催予定年月	議案など	
2023年6月	理事会	2022年度事業報告 2022年度決算報告及び認定 定時評議員会の開催 (報告) 理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行状況
	評議員会	2022年度事業報告 2022年度決算報告及び認定 役員を選任
	理事会	理事長及び業務執行理事の選定
2023年11月	理事会	(報告) 理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行状況
2024年3月	理事会	指定管理業務に関する年度協定の締結 2024年度事業計画

2024年 3月	理事会	2024年度資金収支予算
	評議員会	(報告) 2024年度事業計画 (報告) 2024年度資金収支予算

3. 監事監査の実施予定

実施予定年月	監査内容
2023年 5月	2022年度決算監査
2023年 11月	2023年度中間監査

4. 研修計画

対象者	研修内容
管理職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事評価（期初、評価前） ・ 定着率アップ！やる気を引き出す承認マネジメント
中堅職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場コミュニケーション力強化 ・ モチベーションアップ ・ 職場活性化のためのストレスケア
新規採用職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用職員研修Ⅰ（事業団概要、グループワークなど） ・ 〃 Ⅱ（接遇マナー） ・ 〃 Ⅲ（1年の振り返り）
全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送迎車両運転実技講習会

5. 地域における公益的な取組み

項目	内容
地域の要支援者に対する権利擁護支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人後見事業
地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホームで作った作物のこども食堂への提供 ・ 支援団体への地域福祉活動助成金の支給
既存事業の利用料の減額・免除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス利用料軽減（社福軽減）
地域の福祉ニーズなどを把握するためのサロン活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老福出張サロン ・ 出前出張測定
地域住民に対する福祉教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実習生、職場体験の受入れ
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ふれあい夏祭り ・ 高年者センターまつり ・ 福祉の村夏まつり ・ 福祉の村クリスマス会 ・ 街頭監視活動の実施 ・ 福祉避難所協定の締結

6. 重点取組事項

(1) 職員採用方法の見直し

安定した人材確保を行うため、正規職員の採用について、従来の4月1日付けの採用に加え、10月1日付けの採用も実施する。

項目	計画
【新規】職員採用二次試験の実施時期を前倒し	7月中旬までに
【新規】10月1日付けの採用を実施するための準備	9月までに

(2) 人事評価制度の見直し

従来の人事評価制度の見直しを行い、社会福祉法人で働く職員に適した制度へスムーズに移行する。

項目	計画
【新規】被評価者を対象とした全体研修の実施	6月までに
【新規】制度の検証、見直しの実施	3月までに

(3) SNSの活用拡大

LINE登録者増加に向けたPRや他のSNSの導入検討など、SNSの活用拡大を図る。

項目	計画
【新規】LINE登録者増加のためのPR活動	3月までに
【新規】他のSNS（Twitter、Instagramなど）の導入検討・実施	3月までに

【2】高齡サポート課

1. 高齡サポート課総務班

(1) 事業の概要

課内の庶務・経理の事務を行う。さらに理学療法士などのリハビリ専門職により、各事業へのサポートを行い、介護予防を推進する。

(2) 重点取組事項

ア. 次期指定管理業務の方向性決定

岡崎市の方針により、次期指定管理業務期間の 2026 年度から、地域福祉センターは多世代交流拠点への移行を検討している。2023 年度は、老人福祉センターの利用対象年齢の拡大と、「まちサポ」が設置される。運用面の課題検討と調整をして、円滑な事業運営ができるようにする。

また、地域福祉センターの多世代化に向けて、岡崎市との協議を継続的に行う。

項目	計画
課内での検討・調整と情報共有	月 1 回
法人内での検討・情報共有	年 4 回以上
岡崎市との協議	年 6 回以上

イ. デイサービス収支改善方策の提案

デイサービスの収支改善に向けて、2024年度介護保険制度改正の動向や他事業所の分析などを行い、抜本的な運営方法の見直しや業務改善の提案をする。

項目	計画
【新規】法制度改正・他事業所の情報収集・共有	月 1 回
【新規】2024 年度デイサービス新運営方針の決定	12 月までに

ウ. 短期集中型通所サービスの運営方法の見直し

一部デイサービスで運営（発足時にデイサービスの営業日のうち、週 1 日を当該サービスへ変更）しているが、従前の収支を維持できる稼働状況ではないため、2021 年 10 月に南部及び東部の老人福祉センターで、2022 年 4 月からは西部の老人福祉センターで実施をしている。高年者・中央のデイサービスでの運営方法も再検討を行い、サービスの質の向上を図る。

項目	計画
運用検討会議の開催	月 1 回
【新規】新プログラムの運用課題の確認・検討	9 月までに

エ. ICT（情報通信技術）の活用支援

より一層の業務効率化を図るため、介護業務支援ソフトやホームページの活用方法を、各事業で検討し運用できるように支援する。また、新たなICTの活用を提案する。

項目	計画
【新規】介護業務支援ソフトの更新検討	12月までに
各事業の活用検討会への出席	年4回以上
新たなICTの活用提案	9月までに

オ. 2021年度介護保険法改正に伴う対応

2021年度介護保険法改正に伴い、全介護保険サービスの運営基準に「感染対策の強化」、「業務継続計画に向けた取組み強化」、「虐待防止の推進」が追加され、2023年度の経過措置終了までにそれらを整備する必要がある。2022年度に整えた各種BCPの運用面の検証や法人内での連携・共有・調整を推進する。

項目	計画
【新規】法人内・関連部署会議での共有・調整	年4回以上
【新規】運用面の検証	3月までに

カ. 人材育成・確保研修の開催

老人福祉センターや地域包括支援センターなどと協働し、介護や介護予防に関する研修を実施する。この研修をきっかけに、当法人や介護などに興味をもってもらい、ボランティア活動や雇用につなげていく。

項目	計画
研修などの開催	年1回以上

<社会福祉事業>

2. 老人福祉センター

(1) 事業の概要

市内に在住するかたを対象に、教養講座や生涯学習講座、介護予防教室などを企画・運営し、地域住民の健康の増進、教養の向上を図る。また、趣味の活動やレクリエーション、健康な体づくりを行う場として施設を提供するとともに、健康に関することなど、各種相談に応じる。

(2) 利用計画

延べ利用者数（人）

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 (見込)	2023年度 計画
高年者老人福祉センター	27,818	46,617	62,400	85,000
中央地域老人福祉センター	10,405	10,677	17,000	20,000
北部地域老人福祉センター	7,081	10,661	21,000	24,000
南部地域老人福祉センター	10,924	18,154	26,000	29,000
西部地域老人福祉センター	9,356	13,640	20,000	23,000
東部地域老人福祉センター	10,153	17,013	22,600	25,000
計	75,737	116,762	169,000	206,000

(3) 利用計画に対する取組み

老人福祉センターの機能を維持しつつ、若年層の利用を推進するために、季節ごとの行事をはじめ、保育園や学校などとの連携による多世代交流イベントを継続して実施し、老人福祉センターの情報発信、地域のニーズの収集を行い、地域住民に求められる施設運営を目指す。

(4) 重点取組事項

ア. 利用対象年齢の拡大による利用者の年齢層の拡大

60歳未満の方も利用可能になることにより、すべての年齢層で地域福祉センターの利用が可能であることを、多世代交流イベントや地域行事への参加を通じて周知する。また、運営懇談会には若年層の参加枠を設け、多くの世代のニーズを把握し、運営につなげていく。

項目	計画
多世代交流イベントの開催	全地域：年2回以上
地域の行事への積極的な参加	全地域：年2回以上
【新規】参加年齢を拡大した運営懇談会の開催	全地域：年2回以上

イ. 老人福祉センターの多世代交流拠点への転換（地域福祉センター）

2026年度から地域福祉センターが多世代型施設へ転換するにあたり、独自性を持った施設として運営するための方向性を検討していく。また、具体的な利用のルールの取り決めとともに、運営要綱を整備する。

項目	計画
【新規】 検討会議の実施	全地域：年6回以上

ウ. 来館者の満足度向上を目指した運営

来館者の満足度向上と、これまで利用したことのない利用者の獲得を目指し、新たなイベントを企画し、実施する。

また、来館者へのサービスの質の向上を念頭に置き、地域住民の通いの場にふさわしい接遇が行えるよう、オンライン研修を受講するとともに、OJT（現任訓練）を実施し、職員の接遇技術の向上を目指す。

項目	計画
新たなイベントの企画・実施	全地域：年4回以上
接遇技術の向上のための外部研修の受講 及びOJT（現任研修）の実施	全地域：年1回以上

エ. SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを活用した広報の拡大

利用者や地域に、より早く幅広い情報を発信するため、地域福祉センターの活動に則したSNSの活用を進める。

項目	計画
老人福祉センター広報委員会の開催 (老人福祉センター会議において)	全地域：年6回以上

オ. 老人福祉センターの在り方についての岡崎市への提案

2026年度以降、高年者のみとなる老人福祉センターの在り方について、高齢者施設に求められるニーズの変化を見極めながら、その存在意義を高めるような運営の方向性を検討していくとともに、当課総務班の次期指定管理業務の方向性の検討と絡めて、老人福祉センターの在り方についての検討を継続し、岡崎市と共有しながら老人福祉センターの在り方についての積極的な提案を行っていく。

項目	計画
老人福祉センターの在り方についての協議	全地域：年6回以上

3. デイサービスほほえみ（通所介護、短期集中型通所サービス）

（1）事業の概要

日常生活を営む上で介護を要する方や、積極的に介護予防に取り組む必要のある方を、専用の送迎車両で自宅から送迎し、入浴・排泄・食事の介助や機能訓練などの支援を行い、高齢者が住み慣れた環境で、より自立した生活を継続できるようサポートする。

（2）利用計画

通所介護稼働率（％）

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 (見込)	2023年度 計画
高年者デイサービスほほえみ	66.5	65.3	75.0	88.0
中央デイサービスほほえみ	78.3	78.6	78.0	90.0
北部デイサービスほほえみ	83.1	85.5	93.5	90.0
南部デイサービスほほえみ	74.3	75.9	73.0	85.0
西部デイサービスほほえみ	67.3	67.2	68.0	75.0
東部デイサービスほほえみ	86.8	85.4	86.0	87.0
計	76.1	76.3	78.9	85.8

※東部デイサービスほほえみは、2023年度から定員変更（25名→30名）する。

短期集中型通所サービス（ぼじていぶ）稼働率（％）

サービス区分（※）	2020年度	2021年度	2022年度 (見込)	2023年度 計画
高年者デイサービスほほえみ	25.4	30.6	35.0	55.0
中央デイサービスほほえみ	38.8	34.0	60.0	60.0
南部デイサービスほほえみ	17.2	84.0	62.0	80.0
西部デイサービスほほえみ	31.1	18.9	77.0	73.0
東部デイサービスほほえみ	40.2	67.5	50.0	60.0
計	30.5	47.0	56.8	65.6

※一体的な事業として、「デイサービスほほえみ」のサービス区分に含める。

（3）利用計画に対する取組み

月2回以上の居宅介護支援事業所への営業活動時に利用者のADL（日常生活動作）の状況を具体的に分かりやすく伝えるとともに、動画での、専門職の指導による機能訓練の取組みを積極的にアピールしていく。また、ニーズに合わせた個別対応を行う体制があることも伝えていく。利用者だけでなく家族も含めて、変則的な利用や送迎の時間など、細かなニーズを把握し、柔軟で、きめ細かな個別対応を行うことで、満足度の向上につなげる。また、感染防止対策の一つとして、導入したインカムを活用することで、職員がどこにいても、利用者の状況把握ができるような体制をとり、事故防止に努めていく。更に、定期的に発行しているデイサービス通信は、ホ

ホームページでも閲覧できるよう見直しを図り、タイムリーな情報発信をすることで、介護支援専門員との連携を深め、新規契約者の獲得につなげる。

(4) 重点取組事項

ア. 安定した収益確保の検討

安定した収益を確保するため、提供時間及び適正な定員の見直しを図るとともに、新たな新規契約者の獲得につなげる。また、2024年介護報酬改定に向けての情報収集及び対応をしていく。

項目	計画
【新規】提供時間の延長及び定員変更に向けた検討（施設長会議・管理者会議において）	全館：月1回以上
【新規】2024年介護報酬改定に向けての情報収集及び対応（施設長会議・管理者会議において）	全館：随時
【新規】事業間連携の強化（各管理者会議の合同開催）	全館：年3回以上

イ. 新たな加算の算定

機能訓練や入浴、口腔ケアなどにおいて、より一層、利用者一人一人のニーズに合わせたサービスを提供するため、自立支援を軸とした新たな加算算定を図るとともに、利用者満足度及び稼働率向上へつなげる。

項目	計画
機能訓練の充実・拡大に向けた専門職との検討会の実施	各館：年4回以上
【新規】2024年介護報酬改定に向けての情報収集及び対応	全館：随時

ウ. 介護者支援サービスの新設

要介護者とその家族が安心して住み慣れた場所での生活が続けられるよう、介護負担の軽減や介護力のサポートとして、2022年度からニーズの高い理美容を導入した。今後、若い世代の介護による離職をなくすためにも、新たな介護者支援サービスを実施するための検討を行う。実施可能なものから随時開始することで、利用者満足度の向上と新規登録者の獲得を図る。

項目	計画
介護者支援サービス導入の検討（管理者会議・生活相談員会議において）	全館：月1回以上
新たな介護者支援サービスの実施	各館：随時

エ. ICT（情報通信技術）の活用

より一層の業務効率を図るため、2019年度に導入した介護業務支援ソフトを再確認し、ツールや未使用機能など、効率化につながる機能を抽出し、試行する。また、検討会を開催し、効果のある機能を検証し、事業全体で活用する。

また、介護者との迅速な情報の共有を図るため、LINEの導入に向けた検討を進めていく。

項目	計画
システム活用検討会の開催 (生活相談員会議・看護師会議において)	年4回以上
新たな機能の活用	各館：随時
【新規】LINEの導入・検討（連絡用）	各館：6月までに

4. デイサービスほのぼの（認知症対応型通所介護）

（1）事業の概要

認知症のある方を対象として、日常生活を営む上で支障となる状態を改善するために日帰りで入浴・排せつ・食事などの介助や機能訓練などの支援を行い、認知症になっても住み慣れた環境で、より安定した生活を継続できるようにサポートする。

（2）利用計画

稼働率（%）

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 （見込）	2023年度 計画
高年者デイサービスほのぼの	40.7	23.9	25.0	40.0
中央デイサービスほのぼの	44.7	32.6	25.0	40.0
北部デイサービスほのぼの	56.9	64.8	70.0	70.0
計	47.4	40.4	40.0	50.0

（3）利用計画に対する取組み

利用者が心穏やかに過ごし、かつ適度な運動によりADL（日常生活動作）を維持できるよう支援する。利用者と家族の双方が安定した精神状態を維持することで、可能な限り在宅介護が継続できるようサポートし、稼働率の維持・向上につなげる。

毎月の居宅介護支援事業所への訪問を欠かさず実施し、利用者の心身の状況変化について情報提供するとともに、他のサービス利用時の状況についての情報を収集する。サービスの個別化に取り組むことで、利用者のみならず、介護者・家族の満足度を向上させる。更に定期的に発行しているデイサービス通信は、特色が一目で分かるよう見直し、介護支援専門員との連携を深め、新規契約者の獲得につなげる。

（4）重点取組事項

ア. 安定した事業運営の検討

安定した収益の確保が可能な部署については、新規契約者の増加につなげるため、事業間の連携の強化を進める。一方、必要な収益の確保が困難な部署については、その在り方を検討する。

また、2024年介護報酬改定に向けての情報収集及び対応をしていく。

項目	計画
【新規】事業運営の妥当性を含めた事業の在り方の検討会（各管理者会議）を設定し、検討を促進	全館：月1回以上
【新規】2024年介護報酬改定に向けての情報収集及び対応（施設長会議・管理者会議）	全館：随時
【新規】事業間連携の強化（各管理者会議の合同開催）	全館：年3回以上

イ. 若年性認知症に特化したプログラムの構築

認知症対応型通所介護事業所の役割として、今後増加が見込まれる若年性認知症の方を適切に受け入れられるよう、現状及びニーズなどの把握を行い、若年性認知症に特化したプログラムを構築する。このため、認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修の履修を推進し、専門性の高い職員の育成を図る。

項目	計画
プログラム検討会の開催	各館：月1回
【新規】ケース検討会の開催	各館：4回以上
認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修の履修率向上	各館：1人

ウ. 認知症の理解を目的とした地域連携の強化

認知症の方が地域社会において尊厳を保持しつつ、他の人と共生ができるよう、本人や家族が主体的に地域とかかわっていけるための環境づくりとして、認知症の理解を目的とした、やさしい地域づくりに向けた地域連携の強化を行う。また、介護者同士が情報や意見交換、介護者の心情の共有を目的として集う場を提供する。

項目	計画
地域交流の実施（福祉センター、地域包括支援センターとともに、認知症カフェなどを開催）	年1回以上
キャラバン・メイトの育成	各館：1人
【新規】認知症サポーター養成講座の開催	年1回以上（3事業共催）
家族参加型イベントの開催	各館：年2回以上
家族懇談会（意見交換会）の開催	各館：年1回以上

※キャラバン・メイトとは、「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、講師を務めることができる者である。

エ. ICT（情報通信技術）の活用

より一層の業務効率化を図るため、2019年度に導入した介護業務支援ソフトを再確認し、ツールや未使用機能など、効率化につながる機能を抽出し、試行する。また、検討会を開催し、効果のある機能を検証し、事業全体で活用する。

また、介護者との迅速な情報の共有を図るため、LINEの導入に向けた検討を進めていく。

項目	計画
システム活用検討会の開催 （生活相談員会議・看護師会議において）	年4回以上
新たな機能の活用	各館：随時
【新規】LINEの導入・検討（連絡用）	各館：6月までに

5. ヘルパーステーション岡福

(訪問介護(高齢者)、居宅介護・重度訪問介護(障がい児・者)、産前産後ホームヘルプサービス)

(1) 事業の概要

(訪問介護(高齢者)、居宅介護・重度訪問介護(障がい児・者))

介護を必要としている方の自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護や、調理、洗濯、掃除などの家事、生活に関する相談や助言などの支援をする。

(産前産後ホームヘルプサービス)

出産前や出産後間もない時期に、体調がすぐれず、援助を必要としながらも、日中家族からの支援が受けられない方の自宅を訪問し、家事や育児、相談や助言などの支援をする。

(2) 利用計画

延べ訪問時間数(時間)

サービス種別	2020年度	2021年度	2022年度 (見込)	2023年度 計画
訪問介護(高齢者)	7,849	8,091	8,186	6,700
居宅介護・重度訪問介護 (障がい児・者)	2,780	2,603	2,270	3,570
産前産後ホームヘルプ サービス	380	670	318	720
計	11,009	11,364	10,774	10,990

(3) 利用計画に対する取組み

ヘルパーによる在宅支援は早朝、夕方、夜間の確保が課題である。それぞれの種別ごとの提供特色にあわせサービスが提供できるように、登録ヘルパーの登録人数減と高齢化に対し、職員雇用を進め、登録ヘルパーの増員を行う。また、引き続き人材育成の強化を図り、身体介護や家事援助のほか、移動支援や同行援護にも対応できる人材を増やす。

職員間の連絡体制、利用者情報の共有を図るためICT化を推進する。新規利用者の獲得へつなげるため、介護支援専門員などへもより細かな情報提問を行うことにより信頼関係を築く。

(4) 重点取組事項

ア. 人材育成の強化

サービス種類に限られることなく対応ができる職員を増やし、より専門的知識や技術を向上できるように職場内研修を強化する。2022年度も新型コロナ蔓延時以外、毎月実施できたが、より専門的な知識を得るために、他部署や専門職の協力、研修用映像資料などにより、障がい福祉事業や産前産後サービスの対応についての具体的、専門的な研修の機会を設ける。

項目	計画
法人内登録ヘルパー研修（介護技術向上）の充実	年12回以上
専門的知識向上にむけて、有資格者や映像コンテンツを使用した勉強会の開催	年2回以上
【新規】勤続年数に合わせた研修計画を立て、個々に合った研修の受講	年1回以上

イ. ICT化（情報通信技術）の活用

業務効率化、職員間のより詳細な利用者情報の共有、正確な事務連絡を図るため、ほのぼのシステム、新たなツールを使用し、効率化につながる機能を抽出し試行する。また、検討会を開催し、効果のある機能を検証し、事業全体で活用する。更に、個々の職員間に差が出ないように、業務遂行能力の均一化・平準化を図るため、日頃から職員同士の技術交流に努める。

項目	計画
システム活用検討会の開催	年4回以上
新たな機能の活用	随時
【新規】ケアパレットの活用	随時

ウ. 保険外訪問サービスの提供

きめ細やかな介護支援を行うことで、収益の確保と利用者満足度の向上を図るため、保険外サービスの利用者を確保する。2021年度検討を重ね、2022年度に体制を整えたのだが、人員不足により開始できなかった保険外訪問サービスの稼働を確保するため、高齢サポート課総務班のカムバック研修と連携をしながら、登録ヘルパーを雇用し体制を整える。また、介護支援専門員への情報提供を行い、新規利用者の獲得につなげる。

項目	計画
【新規】保険外訪問サービスの提供	随時
介護支援専門員への情報提供	月1回以上
【新規】採用に向けての情報発信	年4回以上

6. 養護老人ホーム

(1) 事業の概要

65歳以上で環境上の理由及び経済的な理由により、自宅での生活が困難と判断された方について、岡崎市が措置により入所を決定する。入所された方の自立及び社会復帰を目指して個々の事情に寄り添いながら生活の援助を行う。

(2) 利用計画

入所者数各月計（人）

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 (見込)	2023年度 計画
措置入所	640	605	520	600

延べ利用日数（日）

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 (見込)	2023年度 計画
短期保護	305	779	637	730

(3) 利用計画に対する取組み

措置施設という性質上、施設独自で入所者数を増やすための営業活動を行うことは困難であるが、岡崎市の要請に対し、柔軟で速やかな対応を行い、セーフティネットとしての役割を果たせるよう努めていく。

(4) 重点取組事項

ア. 感染予防対策の取組み

施設内において感染症が発生した場合であっても、適切に事業継続ができるよう「業務継続計画（BCP）新型コロナウイルス感染症編」を作成し、全職員を対象にした入門的研修や、訓練を実施している。今後もあらゆる感染状況に対して混乱することなく適切に対応できるよう計画をより実効性のあるものにするため、見直しや追記事項などを協議していく。

項目	計画
他事業との情報共有・協議	年2回以上
【新規】他事業からの応援を想定した訓練	10月までに1回

イ. 社会復帰に向けた支援の実施

社会復帰を希望する入所者の地域移行支援を行うため、生活の課題を整理、解決し、関係機関との調整を行う。同時に退所後も地域資源との連携の中で継続して見守り体制を整えるなどして、安定的な社会復帰を目指す。また、その他の入所者に対しても、引き続き、地域社会とのかかわりが持てるよう支援していく。

項目	計画
【新規】地域包括支援センターなどとの協議	年1回以上
地域活動への参加	年3回以上

ウ. 施設の在り方の検討（個室化含む）

地域包括ケアシステムの確立が目指される中で、様々な種類の高齢者の住まいが整備されつつある。新しい時代の価値観のなかで、養護老人ホームが時代の流れに取り残されないよう、「低所得高齢者向けの住まい」としての従来の役割に加え、その在り方や果たすべき役割、機能について検討していく。

項目	計画
【新規】在り方の検討会	年3回以上
【新規】報告書の作成	2月までに

<公益事業>

7. 居宅介護支援事業所

(1) 事業の概要

介護を必要とされる方が、自宅で必要なサービスを適切に利用できるよう、本人の心身の状態や生活環境、本人や家族のニーズに基づき、ケアプランを作成する。主治医やサービスを提供事業所、その他関係機関がスムーズに協働できるよう、連絡・調整を行う。

(2) 利用計画

ケアプラン作成件数 (件)

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 (見込)	2023年度 計画
高年者居宅介護支援事業所	1,991	2,083	2,118	1,980
中央居宅介護支援事業所	1,634	1,680	1,672	1,632
北部居宅介護支援事業所	1,538	1,571	1,673	1,632
南部居宅介護支援事業所	1,634	1,516	1,483	1,584
西部居宅介護支援事業所	1,513	1,512	1,580	1,512
東部居宅介護支援事業所	1,676	1,720	1,858	1,980
計	9,986	10,082	10,384	10,320

予防ケアプラン受託件数 (件)

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 (見込)	2023年度 計画
高年者居宅介護支援事業所	266	230	241	120
中央居宅介護支援事業所	258	200	155	96
北部居宅介護支援事業所	242	160	133	96
南部居宅介護支援事業所	171	169	162	96
西部居宅介護支援事業所	229	154	160	96
東部居宅介護支援事業所	219	192	205	120
計	1,385	1,105	1,056	624

※予防ケアプランは、地域包括支援センターが主に作成し、居宅介護支援事業所では、地域包括支援センターで担当できない要介護者のケアプラン作成を主に担当している。

(3) 利用計画に対する取組み

質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整え、客観的な指標である特定事業所加算の算定要件を満たすことで事業所としての信頼を得る。ケアプランの作成件数は、需要と介護保険制度で示される担当件数とのバランスを見ながら、依頼を受ける担当者間や事業所間での偏りがないうよう連携し、適正かつ経常収支の黒字拡大につながる件数管理を行う。

(4) 重点取組事項

ア. 自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実現

自立支援・重度化防止の推進の観点から、利用者の尊厳の保持や自立支援に資する質の高いケアマネジメントを実施するため、地域包括ケアシステムにおけるコミュニティーケア会議に参加する。

項目	計画
コミュニティーケア会議などへの参加	各館：年2回以上
事業所内ミーティングの充実	各館：月1回以上

イ. 複合化・複雑化した支援ニーズに対応する支援力の強化

複合化・複雑化する支援ニーズに対し、質の高い支援を行うため、多機関との協力・連携を行うことで、地域にある社会資源を把握するとともに、より多くの事例を共有することにより支援を強化する。

項目	計画
事例検討会などの開催	全館：年1回以上 各館：(他事業所向け、 自事業所向け) 各年1回以上

ウ. ICT（情報通信技術）の活用

より一層の業務効率化を図るため、2019年度に導入した介護業務支援ソフトを再確認し、ツールや未使用機能など、効率化につながる機能を抽出し、試行する。また、検討会を開催し、効果のある機能を検証し、事業全体で活用する。更に、個々の職員間に差が出ないように、業務遂行能力の均一化・平準化を図るため、日頃から職員同士の技術交流に努める。

項目	計画
介護業務支援ソフト活用検討会の実施	全館：年4回以上

エ. 情報発信力の強化

利用者アンケートでの利用者からのご意見を受け、介護をする上での困りごとに対し、参考となる情報を収集・検討し、発信する。

項目	計画
「ケアマネ知恵袋」の発行・ホームページへの掲載	年1回

オ. 事業間連携の強化

事業間で、利用者の多様なニーズに応えるための情報を共有し、包括的な支援を実施していくために、連携会議を開催する。

項目	計画
【新規】各管理者会議の合同開催	全館：年3回以上

8. 地域包括支援センター

(1) 事業の概要

地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援するため、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を一体的に実施する。

(2) 利用計画

相談件数（件）

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 (見込)	2023年度 計画
高年者地域包括支援センター	12,833	13,730	14,926	12,500
ふじ地域包括支援センター	10,046	10,453	10,957	11,000
中央地域包括支援センター	9,802	10,144	10,000	10,000
北部地域包括支援センター	10,776	11,733	12,095	12,500
南部地域包括支援センター	13,100	15,407	13,650	15,000
西部地域包括支援センター	12,509	14,736	17,588	16,000
東部地域包括支援センター	15,371	18,786	15,139	18,900
計	84,437	94,989	94,355	95,900

(3) 利用計画に対する取組み

地域包括支援センターに求められている「地域の特性を活かした地域包括支援ネットワークの構築」を進めるため、目標を具体化して、計画的に実行する。個々の職員が自身のキャリアに合わせた役割を担い、計画に対する実施の過程を可視化しながら実行することにより、地域の自立と地域の諸問題の解決を支援する。

(4) 重点取組事項

ア. 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組みの推進

団塊の世代が75歳以上になる2025年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう自立支援、重度化防止、医療との連携を図るとともに、認知症高齢者を支えられる地域づくりなど、地域包括ケアシステムの実現に向けた取組みを推進する。

項目	計画
【新規】移動手段の無い方に対する、フレイル予防の取組み	高年者：2月までに
【新規】各地域にある喫茶店などを拠点とした、地域づくりの推進（サロン、ワークショップ、相談など）	北部：年4回以上
六ッ美オレンジプロジェクトを通じた、認知症に理解のある地域づくり	南部：9月までに

移動手段確保のための取組みの実行	東部：年4回以上
【新規】認知症の啓発イベントの開催	西部：年4回以上 ふじ：年4回以上
【新規】防災会議の立上げ支援・開催	西部：年6回以上
認知症カフェの開催継続	中央：年20回以上 東部：年6回以上

イ. 世代や属性を超えた相談体制及び居場所や交流の場づくりの構築

8050問題やダブルケア、生活困窮、ひきこもり、ヤングケアラーなど、世帯単位で複合化・複雑化した課題が増加する傾向にある。子ども・障がい者・高齢者など、世代や属性を超えたかたの包括的な相談を受ける「まちサポ」の周知を進め、既存の縦割り支援では補いきれない課題を多機関で連携できるよう、より多くの事例に接することにより、支援力を強化する。

項目	計画
事例検討会の開催	全館：月1回（6月から2月まで）
【新規】老人福祉センターと協働した季節の多世代交流会の開催	高年者：年5回
【新規】学校や地域の方と、検討から行う老人福祉センターでの多世代交流会の開催	北部：実行委員会の立上げ
【新規】多世代交流ができるイベントの企画・開催	南部：年2回 西部：年2回 中央：年2回
【新規】包括・老人福祉センター共催のイベントの企画・開催	東部：年4回以上
【新規】世代や属性を超えた新しい団体との課題解決に向けた地域ケア会議の開催	ふじ：2か所以上

ウ. 人材育成の強化・生産性の向上

様々な専門職や異なる経験年数の職員全員が、一つのチームとしてそれぞれの役割を果たし、機能できるよう、実践的な知識と経験を身に付ける。

項目	計画
課題目標を明らかにしたOJTの実施	各館：11月までに

エ. 情報発信力の強化

地域包括支援センターの周知のため、紙媒体だけでなくWeb媒体も利用しながら、より多くの方に向けた情報発信を行う。

項目	計画
情報発信方法の検討会の開催	各館：年6回以上
ホームページやSNSを利用した地域に向けての情報発信	各館：2月までに

9. 要介護認定調査事業

(1) 事業の概要

保険者（市町村）から委託を受けて、本人や家族から心身の状態の聞き取りを行い、「どの程度の介護を受けているか」、「どのくらいの介護が必要か」について調査する。

(2) 利用計画

調査件数（件）

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 (見込)	2023年度 計画
要介護認定調査事業	717	798	500	600

(3) 利用計画に対する取組み

収入を維持するため、岡崎市からの委託内容に沿い、市内の依頼を全て受託する。また、他市町村からの委託については、業務を調整の上、最大限の件数を受託する。事業の在り方に対して、岡崎市と協議をする。

(4) 重点取組事項

ア. 事業の在り方の検討

近年の厳しい収支状況を踏まえ、事業の在り方について岡崎市と協議する。

項目	計画
事業の在り方について岡崎市と協議	8月までに

10. 年金者住宅ゆとりの里（住宅型有料老人ホーム）

（1）事業の概要

60歳以上の方を入居対象とし、食事の提供や24時間体制の安否確認のほか、必要に応じた生活援助や緊急時の対応、季節ごとの行事やレクリエーションを提供する。また、介護が必要になった場合は、介護支援専門員につなぎ、訪問介護や通所介護などの外部サービスを利用し、入居生活を安心して継続できるように支援する。

（2）利用計画

入居室数各月計（室）※全月満室=420

入居区分	2020年度	2021年度	2022年度 (見込)	2023年度 計画
入居金償却方式（旧契約）	297	256	214	200
家賃方式（新契約）	123	162	205	220
合計	420	418	419	420

（3）利用計画に対する取組み

ホームページやパンフレットなどの広報活動により、広域的なPRを実施する。地域包括支援センター、老人福祉センター、老人クラブなどへも説明を行うことで、より「ゆとりの里」の存在を知ってもらい、安定的な入居者の確保に努める。

（4）重点取組事項

ア．在り方の検討

今後の在り方についての検討会を開催する。また、入居者が感じる問題点や不安要素にもできる限り対応する。

項目	計画
在り方検討会の開催	月1回以上
【新規】施設運営計画の策定	3月までに

イ．身体機能の維持及び健康面の支援の継続

定期体操は、岡崎ごまんどく体操の要素を取り入れ、理学療法士による評価や指導のもと、週1回を継続する。自宅での反復運動を行うことで筋力が向上し、ADL（日常生活動作）のレベルを維持し、現状の生活を続けていくことができるという意識を高める。健康診断の実施のほか、必要に応じて看護師に健康面の相談ができる体制を継続して確保し、入居者の身体の変化の早期発見に努める。

項目	計画
岡崎ごまんどく体操の実施	週1回
健康診断の実施	年2回
看護師相談の実施	随時

【3】障がいサポート課

1. 障がいサポート課総務班

(1) 事業の概要

課内の庶務的な事務を行うとともに、各事業を統括する。

(2) 重点取組事項

ア. 新規事業所の開設準備

2024年度中に新たに障がい児通所支援事業所を開設（土井町地内）する予定であり、課内及び事業団内での協議・実施を主導する。

項目	計画
障がい児通所支援事業所の開設	2024年度中から

イ. 感染対策委員会の設置及び業務継続計画の策定

2021年度報酬改定に伴い、感染対策委員会及び業務継続計画の策定などが2024年4月1日から義務化される。感染対策委員会は既存の衛生委員会やリスクマネジメント委員会などと同時期に実施するなど効率的に実施する。また、業務継続計画は法人既定の主に大規模災害発生を想定した計画に加え、感染症に係る要素を加える。

項目	計画
【新規】感染対策委員会の設置準備（委員会開催ルール、委員の構成、指針の整備、研修・訓練実施の準備）	3月までに
【新規】業務継続計画の策定や研修・訓練実施の準備	3月までに

ウ. 請求ソフトなどの導入検討

事務効率向上及びサービス向上のために請求ソフトなどの導入のために、一部施設で試行する。

項目	計画
【新規】請求ソフトなどの選定	9月までに
【新規】請求ソフトなどの試行（一部施設）	12月までに

エ. 事務効率化の推進

課内の事務効率化の推進を図る。

項目	計画
各施設の要望調査	7月までに
事務効率化の具体策実施	年10個以上

<社会福祉事業>

2. 希望の家（就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援B型）

（1）事業の概要

（就労移行支援）

就労を希望する 18 歳以上の障がいのある方に、生産活動や職場体験などの機会を提供して、必要な知識の習得や能力向上のための訓練、就労に関する相談や支援、就労後の職場定着のためのサポートを行う。

（就労定着支援）

就労移行支援などを利用して通常の事業所に雇用された方の就労の継続を図るため、企業や障がい福祉サービス事業所、医療機関などと連携をとり、雇用により生じる問題に関する相談、指導及び助言を行う。

（就労継続支援B型）

一般就労が難しい 18 歳以上の障がいのある方に、生産活動などの機会の提供、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

（2）利用計画

稼働率（%）

サービス区分	2020 年度	2021 年度	2022 年度 (見込)	2023 年度 計画
就労移行支援	69.2	103.0	104.3	138.3
就労継続支援B型	105.5	106.0	99.6	112.5

就労定着支援件数（件）

サービス区分	2020 年度	2021 年度	2022 年度 (見込)	2023 年度 計画
就労定着支援	10	27	30	18

※主たる事業に付随する事業として就労移行支援のサービス区分に含める。

（3）利用計画に対する取組み

（就労移行支援）

施設外就労・支援を安定的かつ効果的に行い、高水準の工賃と就職のための社会性の習得を支援し、一般就労につなげる。他事業所との差別化をPRして、障がい種別を問わず利用者を獲得する。

また、新設の静養室兼作業場について、環境を整備することで静かな環境が適している方などが新規利用できるようにする。

（定着支援）

就職者の必要に応じてきめ細やかな支援を行う。企業だけでなく、家庭からの声にも耳を傾け、社会人としての生活支援も行う。また、期限の3年に向けて、自身でも問題解決できるような支援を行う。

(就労継続支援B型)

請負作業を中心に、可能な方には施設外就労に参加して工賃の向上、施設以外での就労の体験を促す。通所が不安定、集団生活が苦手な利用者には新設の静養室兼作業場を有効に利用して通所回数を増やせるように支援する。

(4) 重点取組事項

ア. 高水準の工賃の還元及び就職者の輩出 (就労移行支援)

施設外就労・支援を充実させ、実際の企業などで働く経験、就労移行では高い水準の工賃を還元できるようにする。また、その経験を通して作業能力や社会性を高めて就職へとつなげる。

項目	計画
作業工賃の向上	月平均2万円以上
就職者の輩出	年2名以上

イ. 環境整備と利用の安定化 (就労継続支援B型)

新設の静養室兼作業場を有効に使用して、情緒不安定や通所拒否を理由に通所できない利用者の個別支援を強化する。新規利用者についても、送迎サービスや短時間利用を提案し獲得できるようにする。

項目	計画
【新規】静養室兼作業場の有効利用	一日1名以上
新規利用者の獲得	年3名以上

ウ. 主体性の強化 (買い物体験などの実施) (共通)

両事業所ともに、作業を行うこと、工賃を得ることでやりがいや余暇の支援をする。実際に自らの工賃で買い物体験の機会を作る。また、目的別、選択制の外出体験を提案し自己決定の判断力や個人の趣味・志向に沿ったプログラムを提案する。

項目	計画
買い物体験の実施	年2回以上
【新規】目的別・選択制外出体験の実施	年2回以上

3. のぞみの家（就労継続支援B型、生活介護）

（1）事業の概要

（就労継続支援B型）

一般就労が難しい18歳以上の主に知的障がいのある方に、生産活動などの機会の提供、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

（生活介護）

18歳以上の主に知的障がいのある方に、日常生活の支援や創作的活動・生産活動などの機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

（2）利用計画

稼働率（%）

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 (見込)	2023年度 計画
就労継続支援B型	113.3	114.7	123.0	131.4
生活介護	90.1	87.3	90.0	96.0

（3）利用計画に対する取組み

個別のニーズに合わせて利用できる施設となるよう取り組む。特に就労継続支援B型は難病の方や短時間の利用を希望される方の受入れも行い、総合的に地域の対象者ニーズに応える施設を目指す。

（4）重点取組事項

ア. 施設外就労・支援の充実、知的障がい者以外の利用者の受入れ（就労継続支援B型）

施設外就労及び支援を増員・強化する。より多くの利用者に社会体験の機会を提供し、工賃の向上にもつなげる。

知的障がい者以外の利用者を受け入れて、障がい者を総合的に支援できる施設とする。

項目	計画
施設外就労及び支援の充実（平日）	一日平均7名以上
【新規】知的障がい者以外の利用者の受入れ	年2名以上

イ. 運動支援プログラム及び専門スタッフの支援の充実（生活介護）

利用者の健康寿命を延ばすため、運動器具などを使い運動支援プログラムを充実させる。また、理学療法士によるリハビリ、看護師によるバイタルチェックなどを充実させる。

項目	計画
【新規】運動支援プログラムの実施	月1回以上
リハビリ、バイタルチェックの充実	各月1回以上

ウ. 主体性の強化（買い物体験などの実施）（共通）

両事業所ともに、作業を行うこと、工賃を得ることでやりがいや余暇支援をする。実際に自らの工賃で買い物体験の機会を作る。また、目的別、選択制の外出体験を提案し自己決定の判断力や個人の趣味・志向に沿ったプログラムを提供する。

項目	計画
買い物体験の実施	年2回以上
【新規】目的別・選択制の外出体験の実施	年2回以上

4. そだちの家（生活介護）

（1）事業の概要

18歳以上の主に知的障がいのある方に、日常生活の支援、創作活動、生産活動、身体機能の向上などを通して、日常生活を充実するためのサービスを提供する。

（2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 (見込)	2023年度 計画
生活介護	84.6	87.4	84.0	90.0

（3）利用計画に対する取組み

2名以上の新規利用者を獲得する。特別支援学校生徒の実習受入れも前向きに行い、将来的な利用を見据えて学校との連携を強化する。年2回以上の学校訪問と相談支援事業所の訪問や来所を年5回以上行う。グループホームへ入居する方たちへも、引き続きサービスを継続していただけるよう送迎サービスの充実を図る。欠席が続く利用者の方へは訪問や電話相談を行い、休みが長期化しないように対応する。

（4）重点取組事項

ア. 強度行動障がい者への支援強化

強度行動障害支援者養成研修を修了した職員を配置し、支援計画シートに沿った適切な支援を実施し、日常生活の安定を図る。

項目	計画
支援計画シートに基づいた強度行動障がい者への支援の実践及び計画の見直し	6月までに
支援計画シートの追加作成	9月までに

イ. リハビリの計画作成、実施の充実

午後からの活動の見直しを図り、リハビリ活動を施設内や中庭で計画的に行えるように体制や環境、物品などを整える。機能的な低下が見られる方を中心に歩行以外のリハビリ内容を検討し、計画を作成する。

項目	計画
午後の活動の見直し及び実践	9月までに
リハビリ計画の作成（見直し）	9月までに

ウ. 送迎車両の入替え

現在、所有している送迎車両のうち2台を長期間使用しており走行距離がそれぞれ20万キロ、15万キロに到達する見込みである。より安心安全な送迎サービスを提供するためリース車両に入

替えを行う。

項目	計画
【新規】リース車両への移行（2台）	4月から

エ. 医療的処置の実施、他事業所・医療機関などとの連携の充実

てんかん発作を持つ利用者へ、医師の指示書をもとに看護師が座薬などの医療的処置を実施する。また、看護師やサービス管理責任者、担当の生活支援員を中心に生活習慣病や慢性疾患のある方への日々の観察、医療機関やグループホーム、家庭などとの連携を充実させる。

項目	計画
【新規】医療的処置の実施書類の作成	6月までに
【新規】医療機関、グループホーム、家庭などとの連携	月1回以上

5. にじの家（生活介護、日中一時支援）

（1）事業の概要

（生活介護）

18歳以上の主に身体と知的に障がいのある方に、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活の支援、創作的活動・生産活動などの機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

（日中一時支援）

小学生以上の主に身体障がいのある方に、日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を図る。

（2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 (見込)	2023年度 計画
生活介護	92.7	94.7	96.0	100.0
日中一時支援	43.4	43.7	50.0	52.0

（3）利用計画に対する取組み

在宅で過ごす重度重複障がい者の受入れ施設として、相談支援事業所や関係機関と連携を図り利用者ニーズに合わせた支援を行う。また、医療的ケアを必要とする障がい児者が安心して利用できる施設としての機能を果たすために必要な医療機器などの設備を整える。

（4）重点取組事項

ア. 他事業所・医療機関との連携

利用者の高齢化により体調不良などで休まれる方が増えている。福祉の村内で行う定期検診や内科検診を看護師と各施設の衛生委員が協力して行う。また、施設入所されている利用者などの健康状態を把握するため、定期的に他事業所の看護師、サービス管理責任者と連携を図る。

項目	計画
【新規】医療機関、グループホーム、家庭などとの連携	月1回以上
障がいサポート課看護師会議の実施	年6回以上

イ. 医療的ケア児受入れに向けた調整

医療的ケア児の利用増加により土曜日が定員オーバーになり利用できない方が増えている。こども発達支援センターと協力し、医療的ケア児の受入れを調整する。

項目	計画
医療的ケア児の利用	3人以上
受入れに向けた打合せ	年6回以上

ウ. SNS発信に向けた取組み

施設での行事や活動内容、お知らせなどホームページで発信し事業内容の理解を深める。また、定期的なお知らせや新型コロナなどの感染状況を書面からメールやLINEに移行し、業務の効率化を図る。

項目	計画
【新規】行事など、お知らせの発信	年12回以上
【新規】すぐメール、LINEの登録	9月までに

6. 友愛の家（地域活動支援センター）

（1）事業の概要

障がいのある方を対象に、教養や健康の維持向上のための各種講座、創作的活動や生産活動の機会、地域交流の場を提供する。

（2）利用計画

延べ利用者数（人）

利用者区分	2020年度	2021年度	2022年度 （見込）	2023年度 計画
来館者	60,537	65,463	71,000	72,000
講座利用者	4,909	7,833	10,200	11,000

（3）利用計画に対する取組み

既存講座の内容の見直しを行い、既に受講したことがある方も再度受講したくなるような内容の講座を企画する。また、その他の講座やイベントも利用者ニーズを取り入れ、積極的に新たなものを開催し、SNSや広告媒体を取り入れ、広報活動を行う。

（4）重点取組事項

ア．新規講座の開催

利用者のニーズや流行などを踏まえ、新規講座やイベントを企画、開催する。

項目	計画
新規講座などの開催	年15種類以上

イ．施設認知度の強化

リニューアルオープンから満5年が経過した。新規利用者の取込みのために、年間を通して5周年を前面に出したイベントを行い、SNSやメディアを活用した広報を行う。

項目	計画
【新規】5周年イベントの開催	年4回以上
【新規】LINEの導入	10月までに
メディアへの掲載	年5回以上

ウ．地域貢献の強化

毎月行っているみんなの食堂に加え、2022年度に見直しを行った備品の貸出制度や新たに取り入れた出前講座などを活用し、地域貢献を積極的に行う。

項目	計画
施設備品の貸出しの強化	年10回以上
【新規】友愛の家出前講座の開催	年3回以上

7. 福祉の村相談支援事業所

(1) 事業の概要

障がいのある方や家族・関係者からの地域での生活・福祉に関する相談を行う。また、障がい福祉サービスや児童発達支援の通所サービス利用のための情報提供や利用計画の作成、サービス支給決定後の継続支援・連絡調整などを行う。

(2) 利用計画

計画書作成件数（件）

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 (見込)	2023年度 計画
相談支援	2,984	3,821	3,920	4,020

(3) 利用計画に対する取組み

障がい児・者の自立した生活を支えるためにサービス提供事業者と総合的な援助方針を立てるため、利用計画（計画相談支援・障がい相談支援）の作成を行う。また、利用計画の評価、見直しのために継続支援を行う。

作成件数は1か月当たり、障がい者135件（利用計画、継続支援）、障がい児200件（利用計画、継続支援）を目標とし、切れ目のない相談支援体制の強化を図る。

(4) 重点取組事項

ア. 関係機関との連携強化

本人を中心に、保育・教育・サービス提供事業者及び行政機関とネットワークを構築し、同じ方向性・統一性をもって円滑な支援ができるようにする。また、障がいのある方のニーズを把握するため、当事者団体と意見交換を積極的に行う。

項目	計画
こども発達センターと地域の保育・教育機関のネットワーク構築を目的とした打合せの実施	月1回以上

イ. 業務の簡素化

相談件数の増加に伴う事務量の増加による負担を軽減するために業務分担を見直すとともに、請求や日々の業務を管理するための専用システムを研究し、導入の可否について検討する。

項目	計画
業務分担の見直し	10月までに
【新規】システム導入の可否について検討	12月までに

8. こども発達支援センター（児童発達支援センター、岡崎市療育的支援事業、日中一時支援、保育所等訪問支援）

（1）事業の概要

（児童発達支援センター 親子通所、単独通所、保育後療育）

未就学の心身の発達に心配のある子、又は障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、又は集団生活への適応のための訓練を行う。

（岡崎市療育的支援事業）

就園前で発達に心配のある実施年度における満3歳になる子（2歳児）と保護者などに対し、小集団において発達の遅れや発達の特性への気づきや理解を支援し、迅速に適切な支援機関に結びつける。

（日中一時支援）

単独通所を利用している児童の保護者のうち、両親ともに平日常勤で勤務している方が仕事と療育利用の両立をしやすくするために、療育開始前後の時間帯に児童の預かり、見守りを行う。

（保育所等訪問）

保育所や幼稚園などに在籍している障がいのある児童が、集団生活の中で安心して過ごせるように、保護者や訪問先の担当職員に専門的な助言や支援を行う。

（2）利用計画

児童発達支援センター稼働率（％）

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 (見込)	2023年度 計画
児童発達支援	平日 105.8	平日 103.6	平日 102.2	平日 103.0
	土曜 24.3	土曜 30.6	土曜 38.2	土曜 42.0
	全体 91.8	全体 91.6	全体 91.3	全体 92.2

岡崎市療育的支援事業（人）

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 (見込)	2023年度 計画
児童発達支援(※)	263	549	533	544

※2021年度から実施会場が増えた（1か所→2か所）。

日中一時支援稼働率（％）

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 (見込)	2023年度 計画
児童発達支援(※)	62.4	77.5	32.7	50.0

※主たる事業に付随する事業として児童発達支援センターのサービス区分に含める。

保育所等訪問件数（件）

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 (見込)	2023年度 計画
保育所等訪問	159	182	184	185

(3) 利用計画に対する取組み

(児童発達支援センター)

親子通所の保護者に対して、療育の必要性、通うことのメリットを契約時に伝え、利用の促進を図る。また、親子通所の児童は低年齢のため、家庭から集団に入ることでの環境の変化、季節の変わり目などで体調を崩しやすく、当日のキャンセルも多い。キャンセルを見込んだ利用予定を立て稼働率の向上を目指す。土曜日のみの利用者の方にも計画的な利用促進を図る。単独通所については、年度途中からの受入れについて柔軟に対応する。

(岡崎市療育的支援事業)

児童と保護者のかかわりが増える遊びを取り入れながら、保護者が相談しやすい雰囲気づくりに努める。また、児童の課題を保護者と共有し、解決に向けて専門的視点から助言を行う。事業運営に当たり、こども発達相談センターや他委託事業所など関係機関との連携を強化する。

(日中一時支援)

児童及び保護者が安心して利用できる環境を整える。

(保育所等訪問)

センターから地域の園へ移行又は支援級などに入学した児童の移行児訪問をできる限り早期に実施し、必要な児童については保育所等訪問支援の利用を促す。センターまで足を運ぶことが難しい保護者に対しては、電話や書面、訪問などで報告をする。

(4) 重点取組事項

ア. 医療的ケア児への療育の実施（定員3名）

単独通所対象者のうち医療的ケアの必要な児童に対し、経管栄養や導尿などの看護体制や支援環境を整え、受け入れる。

項目	計画
【新規】医療的ケア児の受入れ開始	4月から
【新規】支援体制の情報共有会議	月1回以上

イ. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

(児童発達支援)

こども発達支援センター・単独通所（つむぎ）・並行通園（すだち・みどり）など法人内児童発達支援の質や業務水準の統一を図り、どの事業所においても信頼され安心して利用していただけるサービスを目指す。

項目	計画
児童発達支援事業所間での合同会議	2か月1回以上

ウ. コミュニケーション支援のための機器の導入

視覚的な理解の向上のために、iPadを導入し専門的支援を行う。個々のニーズや発達段階に合わせた支援を行うために個別支援から始める。

項目	計画
【新規】iPadの導入（1台）	5月までに
【新規】専門職による個別支援	年20回以上

エ. 1歳児親子通所の受入れ

親子通所では、利用申込みがあった1歳児をより安全な環境で療育をするために、土曜日に特化して利用受入れをしている。1歳児を受け入れることで土曜日の稼働率向上を図る。また、LINEを導入することで出欠席の連絡や予定変更に対応できるようにする。

項目	計画
1歳児親子通所の受入れ	土曜日稼働率40%以上
【新規】LINEの導入	10月までに

オ. 市内公立保育園と職員交換研修の実施

岡崎市職員と職員がともに発達障がい児の理解、知識及び技術などを高め合うことを目的に実施する。実施結果から課題などの検証を行い、事業運営の向上を図る。

項目	計画
市内公立保育園と職員交換研修の実施	年6回以上

9. こども支援センターすだち（児童発達支援、放課後等デイサービス）

（1）事業の概要

（児童発達支援）

未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う。

（放課後等デイサービス）

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

（2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 （見込）	2023年度 計画
児童発達支援	93.8	96.0	108.0	110.0
放課後等デイサービス	116.4	114.1	110.0	110.0

（3）利用計画に対する取組み

児童が安心して支援を受けられる環境を整え、年齢・能力に応じたサービス提供を行う。

（児童発達支援）

こども発達支援センターと密に連携をとりながら、退所者などの情報を共有し、空き状況をつくらないようにしていく。

（放課後等デイサービス）

法人内の放課後等デイサービス事業所間で、登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル者数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

（4）重点取組事項

ア．支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

（児童発達支援）

こども発達支援センター・単独通所（つむぎ）・並行通園（すだち・みどり）など法人内児童発達支援の質や業務水準の統一を図り、どの事業所においても信頼され安心して利用していただけるサービスを目指す。

（放課後等デイサービス）

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・あずき・みどり・ほたる・つむぎ）間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足してもらえる支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
【新規】児童発達支援事業所間での合同会議	2か月に1回以上
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

イ. 加算収入増加のための研修受講

自閉症や知的障がいに対する基礎的知識を学ぶとともに、今後増加すると思われる強度行動障がい児への支援の充実を図る。

項目	計画
強度行動障害支援者養成研修（基礎）の受講	12月までに1名受講

ウ. 児童の移行支援の強化

法人内の連携を強化し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援をスムーズにすることを目的に、法人内のサービス提供事業所で体験利用を実施する。

項目	計画
生活介護・就労支援事業所の体験利用	放課後等デイサービス：年5回以上

エ. 機能訓練担当職員（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など）の有効活用

機能訓練担当職員は1施設に1名程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報共有するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。

項目	計画
【新規】機能訓練担当職員の他施設応援	月に2日程度

オ. 放課後等デイサービス全体でのお楽しみ会の実施

法人内5か所目の放課後等デイサービス開所に伴い、日頃の感謝を込めて児童や保護者に楽しみ、親睦を深めていただけるようなイベントを企画・実施をする。

項目	計画
【新規】全体でのお楽しみ会の実施	12～2月に実施

10. 【新規】 こども支援センターつむぎ（児童発達支援、放課後等デイサービス）

※2023年4月開所予定

（1）事業の概要

（児童発達支援）

未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う。

（放課後等デイサービス）

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

（2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 （見込）	2023年度 計画
児童発達支援	—	—	—	110.0
放課後等デイサービス	—	—	—	110.0

（3）利用計画に対する取組み

児童が安心して支援を受けられる環境を整え、年齢・能力に応じたサービス提供を行う。

（児童発達支援）

こども発達支援センターと密に連携をとりながら、退所者などの情報を共有し、空き状況をつくらないようにしていく。

（放課後等デイサービス）

法人内の放課後等デイサービス事業所間で、登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル者数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

（4）重点取組事項

ア．支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

（児童発達支援）

こども発達支援センター・単独通所（つむぎ）・並行通園（すだち・みどり）など法人内児童発達支援の質や業務水準の統一を図り、どの事業所においても信頼され安心して利用していただける法人児童発達支援サービスを目指す。

（放課後等デイサービス）

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・あずき・みどり・ほたる・つむぎ）間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足してもらえる支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
【新規】児童発達支援事業所間での合同会議	2か月に1回以上
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

イ. 加算収入増加のための研修受講

自閉症や知的障がいに対する基礎的知識を学ぶとともに、今後増加すると思われる強度行動障がい児への支援の充実を図る。

項目	計画
強度行動障害支援者養成研修（基礎）の受講	12月までに1名受講

ウ. 職員の資質向上

職員の知識・技術の向上を目的として、こども発達支援センターの見学や体験を実施し、成長段階に応じた支援方法を学び、自事業所での支援に活かす。

項目	計画
こども発達支援センターの見学及び体験の実施（新規職員対象）	年2回程度実施

エ. 機能訓練担当職員（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など）の有効活用

機能訓練担当職員は1施設に1名程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報共有するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。

項目	計画
【新規】機能訓練担当職員の他施設応援	月に2日程度

オ. 放課後等デイサービス全体でのお楽しみ会の実施

法人内5か所目の放課後等デイサービス開所に伴い、日頃の感謝を込めて児童や保護者に楽しみ、親睦を深めていただけるようなイベントを企画・実施をする。

項目	計画
【新規】全体でのお楽しみ会の実施	12～2月に実施

<公益事業>

11. みのりの家（短期入所・自立生活訓練、日中一時支援）

（1）事業の概要

（短期入所・自立生活訓練）

一時的に家族による世話が受けられない障がいのある方に、短期間の宿泊ができる場を提供し、入浴、排泄、食事などの援助をする。

（日中一時支援）

小学生以上の主に知的障がいのある方に、日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を図る。

（2）利用計画

稼働率（%）

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 （見込）	2023年度 計画
短期入所	100.5	94.4	96.0	100.0
日中一時支援	79.4	100.0	96.0	98.0

（3）利用計画に対する取組み

（短期入所・自立生活訓練）

週末（金～日曜日）に定員を超える多くの申込みがあり、調整を行っているが、平日の申込みは女性利用者が定員に達しないことがある。急きょキャンセルがあった場合、平日の空きを埋めることが困難な場合があるため、女性利用者の契約を増やし、キャンセルで空きが出た場合に対応できる利用者の把握や体制を整え、連絡調整をすることで稼働率維持に努める。

（日中一時支援事業）

平日夕方（他事業所利用終了後）と土曜日、日曜日、祝祭日及び学校休業日に多くの申し込みがある。より多くの方に利用していただくため、相談支援事業所や特別支援学校などと連携し、契約者の増加を図る。また、急なキャンセルに対応するため、日頃から保護者の方と連絡を密にしておく。

（4）重点取組事項

ア．利用時間に合わせた勤務時間の変更

短期入所の利用時間のうち、特に支援が必要となる早朝及び夜間の時間帯に合わせて職員の勤務時間を変更する。勤務体制の変更により運営に支障が生じないよう短期入所事業の日課などを整える。

項目	計画
【新規】職員勤務時間の変更及び日課などの整備	5月までに

イ. 加算収入増加のための研修受講

重度障害者支援加算収入を増加（+10 単位）するため、強度行動障害支援者研修（基礎研修）を受講させる。

項目	計画
強度行動障害支援者養成研修の受講	6月までに2名受講

ウ. 新規利用者の獲得

相談支援事業所、特別支援学校など各関係機関を訪問や電話連絡の広報活動を行う。

項目	計画
新規利用者獲得に向けた広報活動	年4回以上
短期入所女性利用者の新規契約の増	年5名以上

12. 法人後見事業（2023年4月に高齢サポート課から障がいサポート課へ移管）

（1）事業の概要

事業団が成年後見人、保佐人又は補助人となり、親族などが個人で成年後見人などに就任した場合と同様に、判断能力が不十分な方の保護・支援を行う。本人に代わって預貯金の管理や、福祉サービスの利用に係る契約行為、不利益な契約をした際の取消しの手続きなど、権利保護の支援を行う。

（2）利用計画

契約者数延人数各月計（人）

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 （見込）	2023年度 計画
法人後見事業	120	120	114	108

（3）利用計画に対する取組み

社会福祉法人の地域貢献の一環と位置付け、裁判所や岡崎市成年後見センター、地域包括支援センターなどの関係機関との連携を進めていく。収支状況を勘案し、今後当面の間は、積極的な新規受任は見合わせる。新規依頼者には、他機関への紹介などで対応する。

（4）重点取組事項

ア．安定した支援体制の構築

支援を担う職員が、支援方針を1人で抱え込むことのないよう、情報共有を定期的に行い、本事業の質を担保する支援体制を構築する。また、複数の職員がかかわることで、事業団が受任している案件を共有する体制を、同時に構築する。

項目	計画
法人内の関係職員とのミーティングの強化	月1回

13. こども発達センター等管理事業

(1) 事業の概要

こども発達センターの総合受付業務として、利用案内、センター全体の支援・調整・託児室の運営、有料施設（体育館棟）の運営管理などを行う。

(2) 利用計画

延べ利用者数（人）

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 (見込)	2023年度 計画
託児室	1,995	1,824	1,500	1,800
有料施設	24,629	39,377	48,000	50,000

(3) 利用計画に対する取組み

ホームページの活用、パンフレットの作成配付やSNSの導入により、託児室の認知度を高める。有料施設は調理体験室などの稼働率が低い部屋の周知に努め、稼働率を向上させる。

(4) 重点取組事項

ア. 調理体験室の稼働率向上のためのチラシ作成とPR

既存の周知方法を抜本的に見直し、具体的な活用方法などをまとめたチラシを作成し、関係機関・施設・団体に提案する。

項目	計画
調理体験室の年間稼働率の向上	年間10%以上増加

イ. 遊戯室の一般利用再開

新型コロナ感染対策のため、中止している遊戯室の一般開放を再開する。

項目	計画
【新規】遊戯室専用のチラシの作成・配付	6月末までに
遊戯室の一般開放再開	7月から

14. 放課後等デイサービスあずき

(1) 事業の概要

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

(2) 利用計画

稼働率 (%)

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 (見込)	2023年度 計画
放課後等デイサービス	109.3	105.6	109.0	110.0

(3) 利用計画に対する取組み

児童が安心して支援を受けられる環境を整え、年齢・能力に応じたサービス提供ができるようにする。法人内の放課後等デイサービス事業所間で登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル者数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

(4) 重点取組事項

ア. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・あずき・みどり・ほたる・つむぎ）間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足してもらえる支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

イ. 加算収入増加のための研修受講

自閉症や知的障がいに対する基礎的知識を学ぶとともに、今後増加すると思われる強度行動障がい児への支援の充実を図る。

項目	計画
強度行動障害支援者養成研修（基礎）の受講	12月までに1名受講

ウ. 児童の移行支援の強化

法人内の連携を強化し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援をスムーズにすることを目的に、法人内の障がい者サービス提供事業所で体験利用を実施する。

項目	計画
生活介護・就労支援事業所の体験利用	放課後等デイサービス：年5回以上

エ. 機能訓練担当職員（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など）の有効活用

機能訓練担当職員は1施設に1名程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報共有するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。

項目	計画
【新規】機能訓練担当職員のお他施設応援	月に2日程度

オ. 放課後等デイサービス全体でのお楽しみ会の実施

法人内5か所目の放課後等デイサービス開所に伴い、日頃の感謝を込めて児童や保護者に楽しみ、親睦を深めていただけるようなイベントを企画・実施をする。

項目	計画
【新規】全体でのお楽しみ会の実施	12～2月に実施

15. こども支援センターみどり（児童発達支援、放課後等デイサービス）

（1）事業の概要

（児童発達支援）

未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自立活動に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う。

（放課後等デイサービス）

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

（2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 （見込）	2023年度 計画
児童発達支援	105.2	116.4	115.0	115.0
放課後等デイサービス	102.9	107.1	105.0	110.0

（3）利用計画に対する取組み

児童が安心して支援を受けられる環境を整え、年齢・能力に応じたサービス提供を行う。

（児童発達支援）

こども発達支援センターと密に連携をとりながら、退所者などの情報を共有し、空き状況をつくらないようにしていく。

（放課後等デイサービス）

法人内の放課後等デイサービス事業所間で、登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル者数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

（4）重点取組事項

ア．支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

（児童発達支援）

こども発達支援センター・単独通所（つむぎ）・並行通園（すだち・みどり）など法人内児童発達支援の質や業務水準の統一を図り、どの事業所においても信頼され安心して利用していただけるサービスを目指す。

（放課後等デイサービス）

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・あずき・みどり・ほたる・つむぎ）間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足してもらえる支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
【新規】児童発達支援事業所間での合同会議	2か月に1回以上
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

イ. 加算収入増加のための研修受講

自閉症や知的障がいに対する基礎的知識を学ぶとともに、今後増加と思われる強度行動障がい児への支援の充実を図る。

項目	計画
強度行動障害支援者養成研修（基礎）の受講	12月までに1名受講

ウ. 機能訓練担当職員（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など）の有効活用

機能訓練担当職員は1施設に1名程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報共有するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。

項目	計画
【新規】機能訓練担当職員他施設応援	月に2日程度

エ. 放課後等デイサービス全体でのお楽しみ会の実施

法人内5か所目の放課後等デイサービス開所に伴い、日頃の感謝を込めて児童や保護者に楽しみ、親睦を深めていただけるようなイベントを企画・実施をする。

項目	計画
【新規】全体でのお楽しみ会の実施	12～2月に実施

16. 放課後等デイサービスほたる

(1) 事業の概要

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

(2) 利用計画

稼働率 (%)

サービス区分	2020年度	2021年度	2022年度 (見込)	2023年度 計画
放課後等デイサービス	—	—	113.0	110.0

(3) 利用計画に対する取組み

児童が安心して支援を受けられる環境を整え、年齢・能力に応じたサービス提供ができるようにする。法人内の放課後等デイサービス事業所間で登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル者数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

(4) 重点取組事項

ア. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・あずき・みどり・ほたる・つむぎ）間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足してもらえる支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

イ. 加算収入増加のための研修受講

自閉症や知的障がいに対する基礎的知識を学ぶとともに、今後増加すると思われる強度行動障がい児への支援の充実を図る。

項目	計画
強度行動障害支援者養成研修（基礎）の受講	12月までに1名受講

ウ. 機能訓練担当職員（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など）の有効活用

機能訓練担当職員は1施設に1名程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報共有するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。

項目	計画
【新規】機能訓練担当職員他施設応援	月に2日程度

エ. 放課後等デイサービス全体でのお楽しみ会の実施

法人内5か所目の放課後等デイサービス開所に伴い、日頃の感謝を込めて児童や保護者に楽しみ、親睦を深めていただけるようなイベントを企画・実施をする。

項目	計画
【新規】全体でのお楽しみ会の実施	12～2月に実施

